資料１－３

北朝鮮によるミサイル発射事案への対応

平成３０年２月２２日

防衛省統合幕僚監部

説明項目

１．我が国の弾道ミサイル防衛（ＢＭＤ）

２．国民への情報提供

３．災害派遣などにおける待機態勢（基準）
FAST-Force

４．防衛省・自衛隊が実施する国民保護措置

我が国の弾道ミサイル防衛（ＢＭＤ）

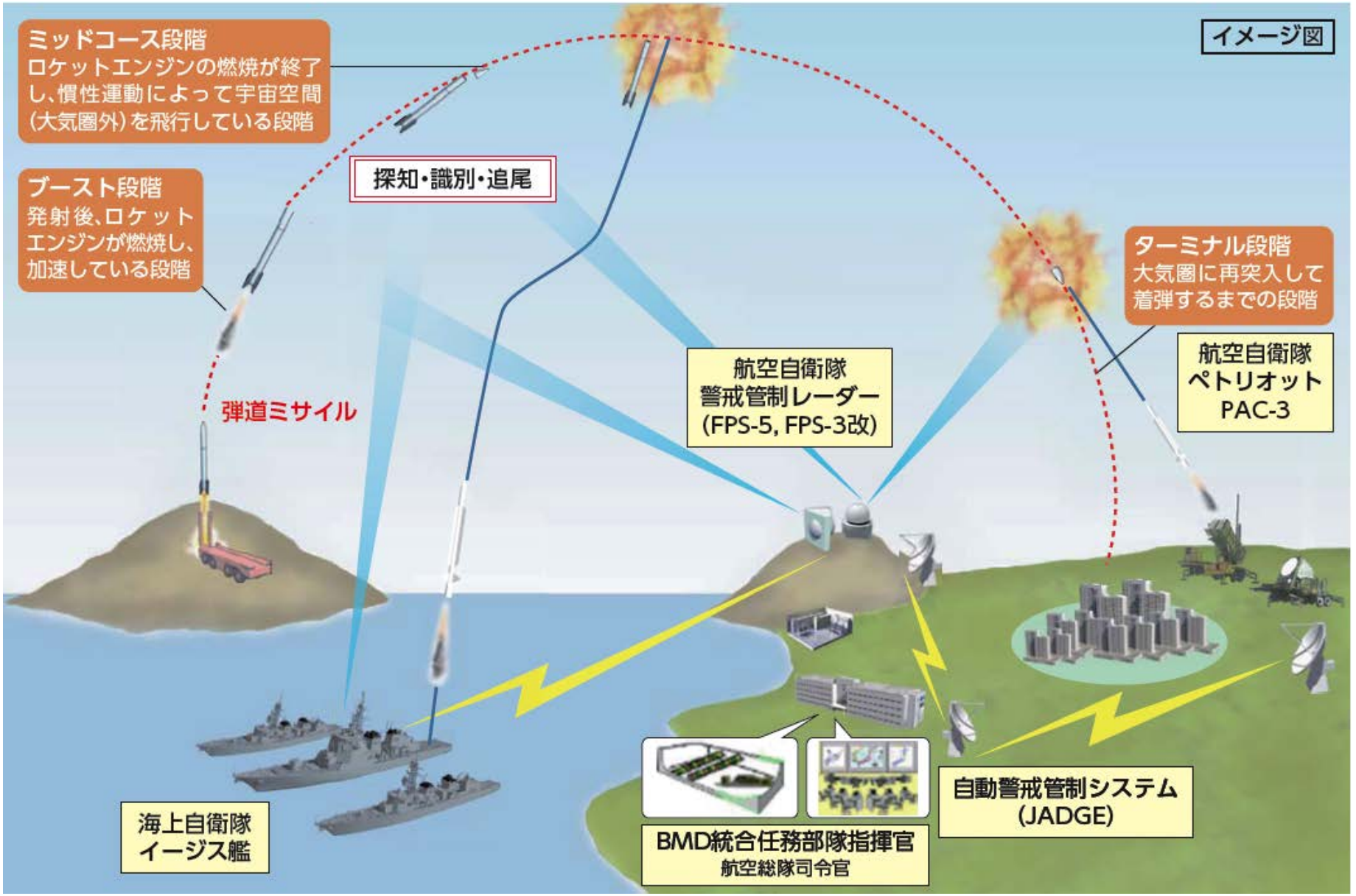

国民への情報提供

防衛省

発射時刻、発射場所、発射方向、落下予測地域、落下予想時刻などの
入手・解析した情報を伝達

【Ｊアラート】

官邸

消防庁

人工衛星、ＬGWAN、
インターネット

携帯会社

Ｊアラート受信機

自動起動装置

音声等

緊急速報メール

防災行政無線

ケーブルテレビ
コミュニティＦＭ
登録メール等

【エムネット】

官邸

文字情報

都道府県

市町村等

関係省庁

放送事業者等
指定(地方)公共機関

関係機関の受信画面のイメージ

災害派遣などにおける待機態勢（基準）FAST-Force

（共通）
震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢
（震度５強以上で航空機による情報収集をできる態勢）

（陸上自衛隊）
◆航空機などの待機
（人員約３９００名、車両約１１００両、航空機約４０機）
全国で初動対処部隊が24時間待機、命令受領後、１時間を基準に出動

（海上自衛隊）
◆艦艇待機
地方総監部所在地ごと、１隻の初動対応艦を指定
◆航空機待機（約20機）
各基地において、15分～２時間を基準に出動

（航空自衛隊）
◆対領空侵犯措置のための待機
◆航空救難および緊急輸送任務のための待機（約20機）
各基地において、15分～２時間を基準に出動
※震度５強以上の地震が発生した場合は、待機している航空機を任務転用して情報収集などを実施

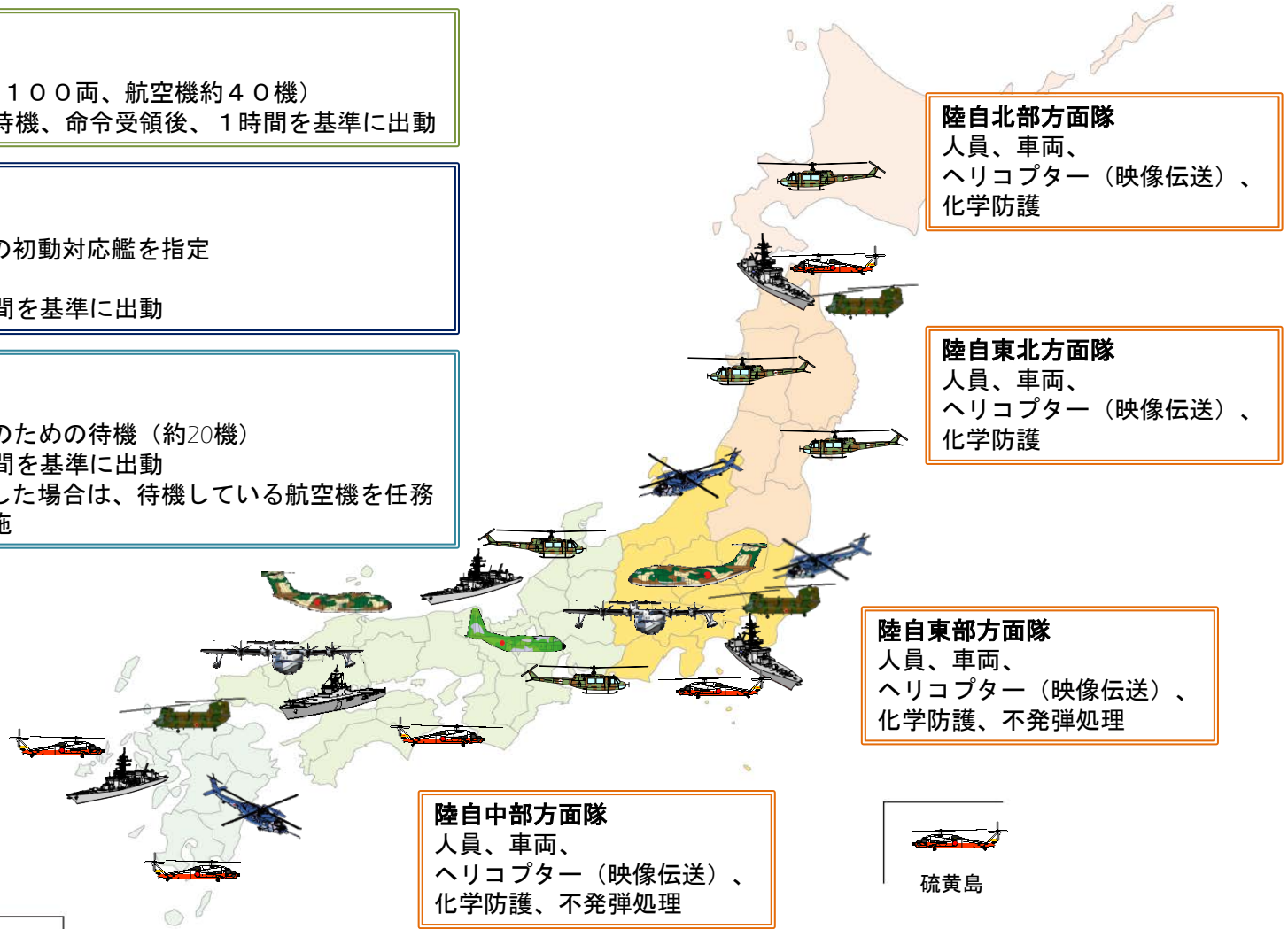

陸自北部方面隊
人員、車両、
ヘリコプター（映像伝送）、
化学防護

陸自東北方面隊
人員、車両、
ヘリコプター（映像伝送）、
化学防護

陸自東部方面隊
人員、車両、
ヘリコプター（映像伝送）、
化学防護、不発弾処理

陸自中部方面隊
人員、車両、
ヘリコプター（映像伝送）、
化学防護、不発弾処理

陸自西部方面隊
人員、車両、
ヘリコプター（映像伝送）、
化学防護、不発弾処理

硫黄島

沖縄

防衛省・自衛隊が実施する国民保護措置①

国民保護措置の内容等

（１）　住民の避難に関する措置

必要な情報を収集・提供するとともに、市町村長による国民保護法第61条第１項の規定に基づく避難実施要領の作成への協力や関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施。この他、自衛隊の駐屯地･基地や在日米軍施設内の避難のための通行に係る調整･手続などを実施

【住民の避難】

（２）　避難住民等の救援に関する措置

人命救助関係（捜索･救助、応急医療の提供等）を中心に、都道府県知事との調整又は対策本部長などからの求めにより、医療活動の支援（救護班の緊急輸送、傷病者の搬送又は医薬品等の緊急運送等）の他、必要に応じて、生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資等の緊急運送など）や安否情報の収集などを実施

【傷病者の搬送】

【炊き出し】

防衛省・自衛隊が実施する国民保護措置②

国民保護措置の内容等

（３）　武力攻撃災害への対処に関する措置

被害状況の確認（危険物質の有無及び種類の特定）、モニタリング支援（要員・機材を搭載して運航）、人命救助関係の措置（捜索･救助、応急医療の提供等）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火等）、NBC攻撃等による危険物質の除染等の他、生活関連等施設の安全確保の支援（指導･助言、職員の派遣等）などを実施

【危険物質の除去】

【人命救助関係の措置】

（４）　応急復旧等に係る措置等

防衛省の所管する施設及び設備のうち、国民生活への影響が大きいものや国民保護措置の実施の上で重要な飛行場などを応急の復旧を行うとともに、都道府県知事などからの要請により、危険な瓦礫の除去、道路や滑走路の応急補修の支援などを実施

【滑走路の応急復旧（イメージ）】